



秋田県公報

目次

告示

生活保護法による医療機関の指定(七五四・福祉政策課)
 生活保護法による指定医療機関の事業の廃止(七五五・福祉政策課)
 結核予防法による指定医療機関の指定の辞退(七五六・秋田中央保健所)
 肥料の登録(七五七・水田総合利用推進課)
 大規模小売店舗の変更に関し聴取した意見の概要(七五八・商工業振興課)

告示

開発行為に関する工事の完了(七五九・山本建設事務所)
 開発行為に関する工事の完了(七六〇・秋田建設事務所)
 都市計画事業の認可(七六一・仙北建設事務所)
 公告
 土地改良区の役員の変更の届出(北秋田総合農林事務所)
 選挙管理委員会告示
 選挙権を有する者の総数の五〇分の一の数及び三分の一の数(八七)
 各選挙区における選挙権を有する者の総数の三分の一の数(八八)

秋田県告示第七百五十四号
 生活保護法(昭和二十五年法律第四十四号)第四十九条の規定により、医療扶助のための医療を担当させる機関を次のとおり指定したので、同法第五十五条の二第一号の規定に基づき、告示する。
 平成十四年十一月八日
 秋田県知事 寺田典城

名称	開設者氏名又は名称	所在地	診療科名	指定年月日
阿部耳鼻咽喉科医院	医療法人 阿部耳鼻咽喉科医院 理事長	平鹿郡十文字町西原二番地四	耳鼻咽喉科	平成十四年十月一日
下田医院	下田輝一	平鹿郡大雄村字阿気五番地一	内科	平成十四年十月一日
ファミリークリニック千田	千田 禎佐緒	北秋田郡比内町扇田字新長岡百九十三番地一	内科、胃腸科、外科、皮膚科、肛門科、アレルギー科	平成十四年十月二十六日
荒川診療所	医療法人千裕会 理事長	仙北郡協和町荒川字平城二十二番地	内科、胃腸科、循環器科、肛門科	平成十四年十月一日
中和歯科医院	医療法人 中和歯科医院 理事長	能代市字豊祥岱一番地四十三	歯科	平成十四年十月一日

名 称	開設者氏名又は名称	所 在 地	廃 止 年 月 日
伊藤歯科医院	伊 藤 健 一 郎	大曲市上大町七番十一号	平成十四年九月十八日
森田歯科医院	森 田 和 弘	能代市落合字上前田七十九番地一	平成十四年九月三十日
梅田歯科医院	梅 田 正 己	能代市花園町二十七番十七号	平成十四年九月三十日

秋田県告示第七百五十五号
 生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十条の二の規定により、次のとおり指定医療機関から事業の廃止の届出があったので、同法第五十五条の二第二号の

規定に基づき、告示する。
 平成十四年十一月八日

秋田県知事 寺 田 典 城

森田歯科医院	医療法人 恵徳会 理事 長	能代市落合字上前田百四十一番地	歯科	平成十四年十月一日
医療法人 村岡歯科医院	医療法人 村岡歯科医 院 理事 長	能代市住吉町十一番十六号	歯科	平成十四年十月一日
医療法人 能登歯科医院	医療法人能登歯科医 院 理事 長	能代市上町八番二十二号	歯科	平成十四年十月一日
梅田歯科医院	医療法人梅田歯科医 院 理事 長	能代市花園町二十七番十七号	歯科	平成十四年十月一日
南小林歯科医院	医療法人 南小林歯 科 医 院 理 事 長	能代市字西赤沼三十六番地五	歯科	平成十四年十月一日
医療法人 鈴木滋歯科医院	医療法人鈴木滋歯 科 医 院 理 事 長	能代市住吉町二番九号	歯科	平成十四年十月一日
ツチヤ薬局扇田店	有限会社ツチヤ薬 局 代 表 取 締 役	北秋田郡比内町扇田字大谷地二十五番地一	調剤薬局	平成十四年十月二十六日

阿部耳鼻咽喉科医院	阿部 隆	平鹿郡十文字町西原二番町一番地四	平成十四年九月三十日
下田医院	下田 輝一	平鹿郡大雄村字阿気五番地一	平成十四年九月三十日

秋田県告示第七百五十六号
 結核予防法（昭和二十六年法律第九十六号）第三十六条第四項の規定により、次の指定医療機関から指定の辞退があつたので、結核予防法施行令（昭和二十六年政令第百四十二号）第二条の六第二項において準用する同条第一項の規定に基づき、告示する。

平成十四年十一月八日

秋田県知事 寺田典城

名 称	所 在 地	辞 退 年 月 日
-----	-------	-----------

秋田県告示第七百五十七号
 肥料取締法（昭和二十五年法律第二百二十七号）第七条の規定により、次の肥料を登録したので、同法第十六条第一項の規定に基づき、公告する。
 平成十四年十一月八日

秋田県知事 寺田典城

調剤薬局くつと	南秋田郡昭和町大久保字蛇川境 一七	平成十四年十月三十一日
---------	----------------------	-------------

登録番号 秋田県 第二百五号	肥料の種類 及び名称 混合有機質肥料 「米の精」肥料二号	保証成分量（%） その他の規格 窒素全量三・〇 リン酸全量三・〇 カリ全量一・〇	生 産 業 者		登録の有効期間 平成十四年十月三十日か ら平成十七年十月二十九 日まで
			氏名又は名称 有限会社 サンワイズ	住 所 秋田市保戸野鉄砲町四番地二十 五号	

秋田県告示第七百五十八号
 大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第八条第一項及び第二項の規定により、大規模小売店舗の変更に関して、周辺地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項についての意見を聴取したので、同条第三項の規定に基づき、次のとおり公告し、関係書類を縦覧に供する。

平成十四年十一月八日

秋田県知事 寺田典城

- 一 大規模小売店舗の名称及び所在地
タカヤナギ元清水店
湯沢市元清水二百七番一
- 二 湯沢市長の意見
意見なし
- 三 周辺地域の住民、事業者等の意見の概要
意見書の提出なし

四 関係書類の縦覧場所及び期間

(一) 縦覧場所

県庁第二庁舎一階 県政情報資料室

湯沢市役所 商工観光課

(二) 縦覧期間

平成十四年十一月八日から同年十二月九日まで

秋田県告示第七百五十九号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十九条第一項の規定により平成十四年七月十六日付け指令山建 六百七十一で許可した開発行為に関する工事が完了したので、同法第三十六条第三項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成十四年十一月八日

秋田県知事 寺 田 典 城

一 開発許可を受けた者の住所及び氏名

能代市昭南町六番六十五号

秋田開発株式会社

代表取締役 佐藤 タミエ

二 開発区域に含まれる地域の名称

能代市字松長布三百七十八番一、三百八十八番一、三百八十九番一、三百九十番一、三百九十一番、三百九十二番、三百九十三番及び三百九十四番

秋田県告示第七百六十号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十九条第一項の規定により平成十四年九月二日付け指令秋建 三 四十六号で許可した開発行為に関する工事が完了したので、同法第三十六条第三項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成十四年十一月八日

秋田県知事 寺 田 典 城

一 開発許可を受けた者の住所及び氏名

本荘市出戸町字上大野六十三番地

有限会社 現代企画 取締役 渋谷 富士夫

二 開発区域に含まれる地域の名称

男鹿市船越字内子二百九十四番五十八の内、二百九十四番五十九、二百九十四番九十の内、二百九十四番九十一、二百九十四番九十二の内、二百九十四番九十三の内、二百九十四番九十六の内、二百九十四番九十九の内、二百九十四番千六十三の内、二百九十四番千六十五の内、二百九十四番千六十六の内、二百九十四番千二

百三十六、二百九十四番千二百三十七の内、二百九十四番千二百五十四の内、二百九十四番千四百九十二の内、二百九十四番千六百九十八、二百九十四番千八百八十二、二百九十四番千九百十二、二百九十四番千九百十三、二百九十四番千九百十四及び二百九十四番千九百十五

秋田県告示第七百六十一号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第五十九条第一項の規定により、都市計画事業を認可したので、同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成十四年十一月八日

秋田県知事 寺 田 典 城

一 施行者の名称

角館町

二 都市計画事業の種類及び名称

角館都市計画道路事業三・四・六号岩瀬北野線

三 事業施行期間

平成十四年十一月八日から平成十九年三月三十一日まで

四 事業地

(一) 収用の部分

仙北郡角館町岩瀬字岩瀬下夕野、字西下夕野、字西田及び字小館地内

(二) 使用の部分

なし

公 告

土地改良法(昭和二十四年法律第百九十五号)第十八条第十六項の規定により、大館市十二所土地改良区から次のとおり役員(の退任)の届出があつたので、同条第十七項の規定に基づき、公告する。

平成十四年十一月八日

秋田県知事 寺 田 典 城

退任理事の住所及び氏名

大館市十二所字一の地七番地

畠 山 準 三

選挙管理委員会告示

秋選管告示第八十七号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第七十四条、第七十五条、第七十六条、第八十一条及び第八十六条並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和三十一年法律第六十二号）第八条の規定による選挙権を有する者の総数の五十分の一の数及び三分の一の数（その総数が四十万を超える場合にあっては、その超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数）とおりである。

平成十四年十一月八日

秋田県選挙管理委員会委員長 加藤 堯

五十分の一の数 一九、三六五
 三分の一の数（選挙権を有する者の総数が四十万を超える場合にあっては、その超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数） 二二八、〇三九

秋選管告示第八十八号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第八十条の規定による選挙区における選挙権を有する者の総数の三分の一の数（その総数が四十万を超える場合にあっては、その超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数）は、次のとおりである。

平成十四年十一月八日

秋田県選挙管理委員会委員長 加藤 堯

選挙区別

秋田市	八四、〇六七
能代市	一四、七五六
横手市	一〇、九一四
大館市	一八、二二五
本荘市	二二、一〇六
男鹿市	八、四九〇
湯沢市	九、四一七
大曲市	一〇、六五〇
鹿角市鹿角郡	二二、七六四
北秋田郡	一八、二三一
山本郡	一三、五一七
南秋田郡	一九、九〇八
河辺郡	五、二七七

由利郡	二二、〇一七
仙北郡	三三、〇一六
平鹿郡	一八、六八六
雄勝郡	二二、七〇九

発行者

秋田県

秋田市山王四丁目一番一号

購読料金

一月三千五百円

印刷所

印刷者

秋田市山王七丁目五番二十九号
株式会社 松原印刷社
電話(0862)8766 F A X(0863)0005
E-mail:matsubara@matsubarainatsu.co.jp
秋田市山王七丁目五番二十九号
松原繁雄